店頭外国為替証拠金取引（WEALTH FX）
契約締結前交付書面（個人のお客さま用、法人のお客さま用）
新旧対照表

2026 年 11 月 16 日改定（2026 年 11 月 16 日から適用）

変更後	変更前
1 預託証拠金としての米ドル現金の評価	
■ 証拠金 ～中略～ （2-1）現金の取扱い ～中略～ b）評価方法および掛目 日本円現金の評価掛目は 100%、米ドル現金の評価掛目は 95%以下で評価させていただきます。 預託証拠金の「現金残高（ドル）」に 95%以下の掛目を乗じて、その金額に当社所定の為替レートを乗じた金額を「円評価額」として評価したうえで証拠金に算入されます。 なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。その場合は、速やかにお客様に通知します。 ～以下省略～	■ 証拠金 ～中略～ （2-1）現金の取扱い ～中略～ b）評価方法および掛目 日本円現金の評価掛目は 100%、米ドル現金の評価掛目は 94%以下で評価させていただきます。 預託証拠金の「現金残高（ドル）」に 94%以下の掛目を乗じて、その金額に当社所定の為替レートを乗じた金額を「円評価額」として評価したうえで証拠金に算入されます。 なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。その場合は、速やかにお客様に通知します。 ～以下省略～
2 米国債・米ドル建債券の最終掛目	
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 【WEALTH FX について】 当社による店頭外国為替証拠金取引「WEALTH FX」は、金融商品取引法その他の関係法令、および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行ないます。 ～中略～ ■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ b）受入対象となる有価証券 当社が受け入れる代用有価証券は、債券のみで以下に定めるものに限られます。 1. 日本国債（個人向け国債を含む） 2. 円建債券（国債以外）※ 3. 米国国債 4. 米ドル建債券 ※ ※ 円建債券（国債以外）および米ドル建債券については、当社が指定する格付機関において、原則として、債券格付が投資適格、BBB-（Baa3）以上の債券に限ります。 ただし、流動性に欠けるもの、評価困難なもの、その他当社が不適当と判断するもののほか、銘柄・数量により受け入れることができない場合があります。 ～中略～ ・日本国債、個人向け国債……95%以下 ・円建債券（国債以外）……90%以下 ・米国国債 85%以下 × 95%以下 ＝ 80.75%以下 ・米ドル建債券（シニア債） 80%以下 × 95%以下 ＝ 76.0%以下 ・米ドル建債券（劣後債） 70%以下 × 95%以下 ＝ 66.5%以下 （例）時価評価額 1,000 万円の米国国債を預託した場合 1,000 万円 ×80.75%＝807 万 5 千円が預託証拠金として、算入されます。 なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。 その場合は、速やかにお客様に通知します。 ～以下省略～	店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 【WEALTH FX について】 当社による店頭外国為替証拠金取引「WEALTH FX」は、金融商品取引法その他の関係法令、および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行ないます。 ～中略～ ■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ b）受入対象となる有価証券 当社が受け入れる代用有価証券は、債券のみで以下に定めるものに限られます。 1. 日本国債（1 年経過後の個人向け国債を含む） 2. 円建債券（国債以外）※ 3. 米国国債 4. 米ドル建債券 ※ ※ 円建債券（国債以外）および米ドル建債券については、当社が指定する格付機関において、原則として、債券格付が投資適格、BBB-（Baa3）以上の債券に限ります。 ただし、流動性に欠けるもの、評価困難なもの、その他当社が不適当と判断するもののほか、銘柄・数量により受け入れることができない場合があります。 ～中略～ ・日本国債、個人向け国債（1 年超）……95%以下 ・円建債券（国債以外）……90%以下 ・米国国債 85%以下 × 94%以下 ＝ 79.9%以下 ・米ドル建債券（シニア債） 80%以下 × 94%以下 ＝ 75.2%以下 ・米ドル建債券（劣後債） 70%以下 × 94%以下 ＝ 65.8%以下 （例）時価評価額 1,000 万円の米国国債を預託した場合 1,000 万円 ×79.9%＝799 万円が預託証拠金として、算入されます。 なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。 その場合は、速やかにお客様に通知します。 ～以下省略～

変更後	変更前
3　格下げ・受入除外時の対応	
■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ c）評価方法および掛目 ～中略～ 3. 掛目の変更・除外について 当社が指定する格付基準を満たさなくなった場合、または当社が代用有価証券として不適当と判断した場合、当社は当該債券の掛目を変更し、または代用有価証券から除外することがあります。 当社が猶予期間を設けた場合、お客様には当該期間内に、対象債券の入替、証拠金の入金または建玉の調整等を行っていただきます。 また、対象債券が投資適格基準を満たさなくなった場合、当該債券をWEALTH FX 口座の担保として利用している間は新規建取引を行うことができません。 新規建取引を再開するためには、当該債券を総合取引口座へ振替える等、担保として利用していない状態としていただく必要があります。 なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更、または除外を行う場合には、あらかじめその内容を通知し、変更後の掛目または除外の適用日につきましては、原則として、通知した日から起算して 5 営業日目以降の営業日におけるロールオーバー時点とします。 ただし、今後、債券価格が大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の債券価格の水準を反映していないことから、当社が、証拠金としての適切な評価を行うことができない場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。 ～以下省略～	■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ c）評価方法および掛目 ～中略～ 3. 掛目の変更・除外について 代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、当社の判断で変更または代用有価証券から除外することがあります。 なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更、または除外を行う場合には、あらかじめその内容を通知し、変更後の掛目または除外の適用日につきましては、原則として、通知した日から起算して 5 営業日目以降の営業日におけるロールオーバー時点とします。 ただし、今後、債券価格が大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の債券価格の水準を反映していないことから、当社が、証拠金としての適切な評価を行うことができない場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。 ～以下省略～
4　担保債券の入替・同時スイッチング	
■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ h）その他の重要事項 2. 代用有価証券の返還は、お客様が当社に対して負担する本取引に関する一切の債務を完済し、かつ未決済建玉その他本取引に係る一切の権利義務関係が終了した後、お客様からのご請求に基づき行います。 3　代用有価証券の入替について 代用有価証券として差し入れている債券を売却し、別の債券を購入する場合、売却と購入を同時に成立させるスイッチングはお取り扱いできません。 売却代金が利用可能となった後に新たな債券を購入する等、受渡日および必要資金にご注意ください。 口座状況によっては、建玉の調整または追加資金の入金が必要となる場合があります。	■ 証拠金 ～中略～ （2-2）代用有価証券の取扱い ～中略～ h）その他の重要事項 2.代用有価証券の返還は、お客様の当社に対する債務が全て解消された後に行います。 （新設）

変更後	変更前
5　MRF 自動スイープ契約の解約について（個人のお客さまのみ） ※法人のお客さまを除く	
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて ～中略～ (2)口座開設までの流れ ①～④　記載省略 ※ WEALTH FX 口座の開設を当社が承諾した場合、お客様から MRF 自動スイープ契約の解約の申込みがあったものとして取り扱います。 また、WEALTH FX 口座が開設されている間は、MRF 自動スイープ契約をご利用いただくことはできません。	店頭外国為替証拠金取引の手続きについて ～中略～ (2)口座開設までの流れ ①～④　記載省略 （追記）
6　WEALTH FX 口座閉鎖後の各種報告書の交付	
(9)取引の成立および、取引状況、建玉、預託証拠金等の報告 ～中略～ d）ご通知の時期 ・「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」 通常は、翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。) ・「月次取引残高報告書」 通常は、月末最終取引日の翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。) ・「年間損益報告書」 通常は、翌年の 1 月の第 2 週ごろに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。 ※ WEALTH FX 口座の解約等により電子交付を受領できない場合は、お客さまからのお申し出に基づき、当社所定の方法により交付いたします。	(9)取引の成立および、取引状況、建玉、預託証拠金等の報告 ～中略～ d）ご通知の時期 ・「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」 通常は、翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。) ・「月次取引残高報告書」 通常は、月末最終取引日の翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。) ・「年間損益報告書」 通常は、翌年の 1 月の第 2 週ごろに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。 （追記）

店頭外国為替証拠金取引約款
新旧対照表

2026 年 11 月 23 日改定（2026 年 11 月 23 日から適用）

変更後	変更前
（定義） **第3条** 本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。 （1）～（4）　（現行どおり） （5）ロールオーバー/スワップポイント 「ロールオーバー」とは未決済建玉の当初の決済日を翌営業日に繰延べる処理で、「スワップポイント」とはこの処理により生じる取引通貨間の金利差損益金をいいます。 （6）～（8）　（現状どおり） （9）MRF自動スイープ契約　証券総合口座に入金された資金や有価証券の売却代金等を、自動的に MRF（マネー・リザーブ・ファンド）で運用し、株式や投資信託等の買付代金が必要になった際には MRF を自動解約して決済資金に充当する取引にかかる契約をいいます。	（定義） **第3条** 本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。 （1）～（4）（記載省略） （5）ロールオーバー/スワップポイント　未決済建玉の当初の決済日を翌営業日に繰延べる処理で、「スワップポイント」とはこの処理により生じる取引通貨間の金利差損益金をいいます。 （6）～（8）　（記載省略） （新設）
（本取引口座による処理） **第4条** お客様は、別に定める要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。 2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「店頭外国為替証拠金取引口座 開設申込書兼店頭外国為替証拠金取引についての確認書」を差し入れるものとします。 3 お客様が当社と行う本取引に関して、取引の執行、売買代金、預託証拠金、反対売買を行った場合の差損益金の受渡し等の金銭の授受等を本取引口座を通して処理 するものとします。 4 当社が本取引口座の開設を承諾したときは、当社はお客様からMRF自動スイープ契約の解約の申込みがあったものとして取り扱います。また、本取引口座が開設されている間は、お客様は、MRF自動スイープ取引を利用できないことをあらかじめ承諾するものとします。	（本取引口座による処理） **第4条** お客様は、別に定める要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。 2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「店頭外国為替証拠金取引口座 開設申込書兼店頭外国為替証拠金取引についての確認書」を差し入れるものとします。 3 お客様が当社と行う本取引に関して、取引の執行、売買代金、預託証拠金、反対売買を行った場合の差損益金の受渡し等の金銭の授受等を本取引口座を通して処理 するものとします。 （新設）
（注文） **第7条** お客様は、本取引に係る売買注文を行う際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。 （1）通貨の種類 （2）売りまたは買いの区別 （3）新規または反対売買（決済）の区別 （4）取引金額（当社が別途定める取引単位の整数倍） （5）注文の種類 （6）注文パターン （7）指値注文あるいは逆指値注文の場合はその価格 （8）注文の有効期限 （9）その他お客様の指示によるものとされている事項 2　（現状どおり） 3 お客様は、有効証拠金の額から次の各号の合計額を差し引いた額（以下「新規発注余力」といいます）の範囲内において、前2項の注文を行うことができるものとします。 （1）未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額 （2）反対売買注文を除く発注済の未約定注文に係る注文必要証拠金の額 4　（現状どおり） 5 お客様は、当社が、本取引に関連して取引を行う外国為替カバー取引先等の状況により、一時的に取引条件を変更し、あるいは制限を加える場合があることをあらかじめ同意するものとします。この場合、当社は、オンライントレード・システムまたはその他の方法において、事前にまたは注文に返答する方法により通知するものとします。 6 ～9　（現状どおり）	（注文） **第7条** お客様は、本取引に係る売買注文を行う際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。 （1）通貨の種類 （2）売り、または買いの区別 （3）新規、または反対売買（決済）の区別 （4）取引金額（当社が別途定める取引単位の整数倍） （5）注文の種類 （6）注文パターン （7）指値注文あるいは逆指値注文の場合はその価格 （8）注文の有効期限 （9）その他お客様の指示によるものとされている事項 2　（記載省略） 3 お客様は、有効証拠金の額から次の各号の合計額を差し引いた額（以下「新規発注余力」という）の範囲内において、前2項の注文を行うことができるものとします。 （1）未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額 （2）反対売買注文を除く発注済の未約定注文に係る注文必要証拠金の額 4　（記載省略） 5 お客様は、当社が、本取引に関連して取引を行う外国為替カバー取引先等の状況により、一時的に取引条件を変更し、あるいは制限を加える場合があることをあらかじめ同意するものとします。この場合、当社は、オンライントレード・システム又はその他の方法において、事前にまたは注文に返答する方法により通知するものとします。 6 ～9　（記載省略）

変更後	変更前
（外国為替レート、およびスワップポイント） **第8条** お客様は、本取引において当社が提示する為替レート、およびスワップポイントに関し、当社がその判断により独自に提示する為替レート、およびスワップポイントが適用されることに同意するものとします。 2 当社は、前項の外国為替レートについて、売値および買値を同時に提示するツー・ウェイ・プライス方式で提示します。	**（外国為替レート、およびスワップポイント）** **第8条** お客様は、本取引において当社が提示する為替レート、およびスワップポイントに関し、当社がその判断により独自に提示する為替レート、およびスワップポイントが適用されることに同意するものとします。 2 当社は、前項の外国為替レートの提示を、売値、および買値を同時に提示するツー・ウェイ・プライス方式で提示します。
（代用有価証券） **第11 条** お客様は、前条の必要証拠金について、当社が承諾した場合に限り、金銭に代えて 有価証券を預託することができるものとします。 2 預託可能な代用有価証券の種類および評価額は、当社が定めるものとします。 3 お客様が、本取引に関連し負担するものとなった債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、代用有価証券その他の有価証券等を、当社はお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分することができるものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、お客様は、個人向け国債その他当社が定める代用有価証券を本取引の証拠金として差し入れた場合、当該代用有価証券について、お客様が当社に対して現在または将来負担する本取引に関する一切の債務を担保するため、当社のために社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および証券保管振替機構の規則等に従い、当社を質権者とする質権の記録が行われることにより第一順位の質権を設定するものとし、当社は、法令その他関係規則の範囲内において、これを転質その他の担保設定を行うことができるものとします。 5. お客様は、前項の質権設定および第7項に定める質権の実行について、当社が必要と認める手続きに協力するものとします。 6 前3項の場合において、お客様は当社に異議を申し出ないものとします。 7 お客様に、当社が定める総合取引約款等に定める期限の利益喪失事由その他の質権実行事由が生じた場合、当社は、法令および関係規則に従い、質権を実行することができるものとします。当社は、個人向け国債について認められる中途換金、償還その他の方法により換価または回収を行い、その代金をお客様の当社に対する本取引に関する債務の弁済に充当することができるものとします。 8 お客様が当社に対して負担する本取引に関する一切の債務を完済し、かつ未決済建玉その他本取引に係る一切の権利義務関係が終了した場合、第4項に基づき設定された質権は消滅するものとし、当社はお客様のご請求に応じて速やかに代用有価証券を本取引口座から総合取引口座へ振り替えます。	**（代用有価証券）** **第11 条** お客様は、前条の必要証拠金について、当社が承諾した場合に限り、金銭に代えて 有価証券を預託することができるものとします。 2 預託可能な代用有価証券の種類及び評価額は、当社が定めるものとします。 3 お客様が、本取引に関連し負担するものとなった債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、代用有価証券その他の有価証券等を、当社はお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分することができるものとします。 （新設） （新設） 4 前項の場合において、お客様は当社に異議を申し出ないものとします。 （新設） （新設）
（預託証拠金） **第12 条** 預託証拠金は、お客様が当社の本取引口座に預託している金銭および第 11 条に 定める代用有価証券評価額の合計額とします。 2 当社は、お客様が反対売買により生じた差損益金およびスワップポイントの額について、お客様に事前に通知することなく、発生時に前項の額に加減することができるものとします。 3 お客様は、預託証拠金について、金利が付与されないことに同意するものとします。 4 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。	**（預託証拠金）** **第12 条** 預託証拠金は、お客様が当社の本取引口座に預託している金銭および第 11 条に 定める代用有価証券評価額の合計額とします。 2 当社は、お客様が反対売買により生じた差損益金及びスワップポイントの額について、お客様に事前に通知することなく、発生時に前項の額に加減することができるものとします。 3 お客様は、預託証拠金について、金利が付与されないことに同意するものとします。 4 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。

変更後	変更前
（強制決済、およびロスカット等） **第13 条** お客様は、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額に対して当社があらかじめ定めるロスカット水準またはお客様が設定したロスカット水準に達したとき（証拠金維持率がロスカット水準に達したとき）、第18 条に定める所定の期限の利益を喪失した場合、または、お客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると当社が合理的に判断した場合には、お客様に対し事前の通知をすることなく、当社が別途定める方法により、当社がお客様の計算において、未決済建玉の全部、または一部を反対売買により処理することができることにあらかじめ同意するものとします。 2 お客様は、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回った場合、当社が未約定注文の全てを取り消すことができることにあらかじめ同意するものとします。	**（強制決済、およびロスカット等）** **第13 条** お客様は、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額に対して当社があらかじめ定めるロスカット水準またはお客様が設定したロスカット水準に達したとき（証拠金維持率がロスカット水準に達したとき）、第18 条に定める所定の期限の利益を喪失した場合、または、お客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると当社が合理的に判断した場合には、お客様に対し事前の通知をすることなく、当社が別途定める方法により、当社がお客様の計算において、未決済建玉の全部、または一部を反対売買により処理することができることにあらかじめ同意するものとします。 2 お客様は、当社が、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回った場合には、未約定注文の全てを取り消すことができることにあらかじめ同意するものとします。
（預託証拠金の振替、および返還） **第14 条** お客様は、第7条第3項の新規発注余力の額の範囲内において、預託証拠金を本取引口座から総合取引口座への振替を請求することができます。 2 当社は、前項の振替可能額の全部または一部の振替につき、お客様が振替請求を行った日（ただし、当社が定める時間までに振替請求を行ったものに限り、当該時間を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。）の当日もしくは翌営業日までに、お客様の総合取引口座へ振替の手続きを行います。なお、第11 条に定める代用有価証券についても、翌営業日を目途に保護預りへの振替の手続きを行います。 3 当社は、前項の振替請求による振替手続きまでの間に、お客様の有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回ったときは、当該振替手続きを行わないことができるものとします。 4 預託証拠金の返還は、第1項および第2項の手続きによりお客様の総合取引口座へ当該預託証拠金が振替えられた後、当社の総合取引約款（以下「総合取引約款」といいます）の規定等に基づき行うものとします。	**（預託証拠金の振替、および返還）** **第14 条** お客様は、第7条第3項の新規発注余力の額の範囲内において、預託証拠金を本取引口座から総合取引口座への振替を請求することができます。 2 当社は、前項の振替可能額の全部、または一部の振替につき、お客様が振替請求を行った日（ただし、当社が定める時間までに振替請求を行ったものに限り、当該時間を過ぎてしまった場合は、翌営業日の扱いとなります。）の当日もしくは翌営業日までに、お客様の総合取引口座へ振替の手続きを行います。なお、第11 条に定める代用有価証券についても、翌営業日を目途に保護預りへの振替の手続きを行います。 3 当社は、前項の振替請求による振替手続きまでの間に、お客様の有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回ったときは、当該振替手続きを行わないことができるものとします。 4 預託証拠金の返還は、第1項、および第2項の手続きによりお客様の総合取引口座へ当該預託証拠金が振替えられた後、当社の総合取引約款（以下「総合取引約款」といいます）の規定等に基づき行うものとします。
（ロールオーバー） **第16 条** お客様が、前条第1項所定の方法による差金決済の意思表示を当社所定の日時までに行わなかった場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当該未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理を行うことができるものとします。	**（ロールオーバー）** **第16 条** お客様は、前条第1項所定の方法による差金決済の意思表示を当社所定の日時までに行わなかった場合、当社が、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に当該未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理を行うことができるものとします。
（取引手数料・租税公課） **第17 条** お客様は、当社が別途定める本取引に係る取引手数料、送金手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。 2 お客様は、本取引に係る租税公課を、お客様自身の負担により支払うものとします。	**（取引手数料・租税公課）** **第17 条** お客様は、当社が別途定める本取引に係る取引手数料、送金手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。 2 お客様は、本取引に係る租税公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

変更後	変更前
（期限の利益の喪失） **第18 条**　お客様は、お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社から通知・催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済することにあらかじめ同意するものとします。 （1）～（3）　（現行どおり） （4）お客様の当社に対する本取引、または一切の債務について差し入れられている担保の目的物について差押、もしくは競売手続の開始があったとき （5）～（6）（記載省略） （7）外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当、または類する事由が発生したとき （8）　　（現行どおり） （9）お客様が死亡され、または意思疎通が困難となり、もしくは取引の継続が著しく困難であると当社が認めた場合 2　お客様は、お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社からの通知・催告等によって、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済するものとします。 （1）本取引に係る債務、またはその他一切の債務の何れかについての一部でも履行を遅滞したとき （2）お客様が本約款、またはその他当社取引規程に記載された各条項の何れかに違反したとき、若しくは当社がお客様における本取引の継続が不適当であると判断したとき （3）前各号ほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断したとき	**（期限の利益の喪失）** **第18 条**　お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社から通知・催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済することにあらかじめ同意するものとします。 （1）～（3）（記載省略） （4）お客様の当社に対する本取引、または一切の債務について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき （5）～（6）（記載省略） （7）外国の法令に基づく前各号の何れかに相当、または類する事由が発生したとき （8）　　（記載省略） （新設） 2　お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社からの通知・催告等によって、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済するものとします。 （1）本取引に係る債務、またはその他一切の債務の何れかについての一部でも履行を遅滞したとき （2）お客様が本約款、またはその他当社取引規程に記載された各条項の何れかに違反したとき、若しくは当社がお客様における本取引の継続が不適当であると判断したとき （3）前各号ほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断したとき
（差引計算） **第19 条** お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならないときは、当社が当社の判断により当該債務とお客様の本取引に係る債権とを、その期限の如何に関わらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができることに、あらかじめ同意するものとします。 2 前項の相殺における債権債務の利息・損害金の計算につき、その計算の期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。 3　お客様は、第1項の相殺における、債権債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとすることに、あらかじめ同意するものとします。	**（差引計算）** **第19 条** お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならないときは、当社が、当社の判断により、当該債務とお客様の本取引に係る債権とを、その期限の如何に関わらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができることにあらかじめ同意するものとします。 2 前項の相殺における債権債務の利息・損害金の計算につき、その計算の期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。 3　お客様は、第1項の相殺における、債権債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとすることにあらかじめ同意するものとします。
（充当の指定） **第 20 条** 当社は、お客様が当社に対する債務の弁済を行い、または前条の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額またはお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を弁済するのに足りないときは、お客様が当社に対して有する一切の債権につき、 当社が適当と認める順序および方法により弁済充当することができるものとします。	**（充当の指定）** **第 20 条** お客様が当社に対する債務の弁済を行い、または前条の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額、またはお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を弁済させるのに足りないときは、お客様が当社に対して有する一切の債権につき、 当社が適当と認める順序方法により弁済充当することができるものとします。
（遅延損害金の支払い） **第22 条** お客様は、お客様が本取引に係る債務の履行を怠ったときは、当社が請求した日の翌日から債務の完済まで、当社の定める利率、および計算方法による遅延損害金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。	**（遅延損害金の支払い）** **第22 条** お客様が本取引に係る債務の履行を怠ったときは、当社が請求した日の翌日から債務の完済まで、当社の定める利率、および計算方法による遅延損害金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。

変更後	変更前
（免責事項） **第 30 条** 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害、および損失については、当社はその責めを負わないものとします。 （1）天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部、または一部の履行遅延もしくは履行不能、金銭の授受等の遅延、または不能により生じた損害・損失 （2）電信、インターネット、または郵便の誤謬、誤配、遅延等、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害・損失 （3）オンライントレード・システムの使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（オンライントレード・システムを利用して行った取引の結果のほか、ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合、通信回線・設備の障害等を含むがこれに限らない。）および第三者からなされる請求 （4）お客様が入力したか否かに係らず、総合取引約款第 5 条第 1 項に掲げる本人認証によりご本人であることが確認できたうえで行われた取引により、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害・損失 （5）お客様と当社とを結ぶ通信回線、およびシステム機器の瑕疵、障害、または通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害・損失 （6）お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下、当社、および当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害・損失 （7）本取引、または本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害・損失（ただし、当社に故意・重過失がある場合を除く） （8）当社が第7条第4項および第5項の規定に基づき、お客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失 （9）当社が、第15 条第2項の規定に基づき反対売買を行ったことにより生じた損害・損失 （10）前各号に定めるほか、総合取引約款第 39 条第 1 項各号に掲げる事項により生じるお客様の損害・損失または費用	**（免責事項）** **第 30 条** 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害、および損失については、当社はその責めを負わないものとします。 （1）天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部、または一部の履行遅延もしくは履行不能、金銭の授受等の遅延、または不能により生じた損害・損失 （2）電信、インターネット、または郵便の誤謬、誤配、遅延等、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害・損失 （3）オンライントレード・システムの使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害（オンライントレード・システムを利用して行った取引の結果のほか、ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合、通信回線・設備の障害等を含むがこれに限らない。）および第三者からなされる請求 （4）お客様が入力したか否かに係らず、総合取引約款第 5 条第 1 項に掲げる本人認証によりご本人であることが確認できたうえで行われた取引により、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害・損失 （5）お客様と当社とを結ぶ通信回線、およびシステム機器の瑕疵、障害、または通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害・損失 （6）お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウエアの故障、誤作動、および処理速度の低下、当社、および当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウエアの故障、誤作動、および処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウエアの故障、誤作動、および処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害・損失 （7）本取引、または本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害・損失（ただし、当社に故意・重過失がある場合を除く） （8）当社が第7条第4項および第5項の規定にもとづき、お客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失 （9）当社が、第15 条第2項の規定にもとづき反対売買を行ったことにより生じた損害・損失 （10）前各号に定めるほか、総合取引約款第 39 条第 1 項各号に掲げる事項により生じるお客様の損害・損失又は費用
（債権譲渡等の禁止） **第 31 条** お客様が当社に対して有する本取引、未決済建玉に係る債権、またはその他一切の債権につき、お客様はその全部または一部を第三者に譲渡、移転、もしくは質入れ、その他処分をすることはできないものとします。	**（債権譲渡等の禁止）** **第 31 条** お客様が当社に対して有する本取引、または未決済建玉に係る債権、またはその他一切の債権につき、お客様はその全部、または一部を第三者に譲渡、移転、または質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

変更後	変更前
（オンライントレード・システムの利用制限） **第32 条** 当社は、オンライントレード・システムにおいて提供する情報等に関しては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。また、この情報に基づいてお客様が被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。 2 オンライントレード・システムに関する著作権、知的所有権およびその他一切の権利は 当社に帰属し、お客様が本規定に従ってオンライントレード・システムを利用されるほか、オンライントレード・システムの全部または一部についてその目的の如何を問わず、複製、改造、リバース・エンジニアリング、ディコンパイル、ディスアセンブルまたは変更することはできないものとします。 3 オンライントレード・システムは、第三者に販売、譲渡、質入、貸与または頒布すること 並びにオンライントレード・システムから受ける情報を、営業に利用することはもちろん、第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできないものとします。 4 当社は、お客様が前各項に違反している、または違反する恐れがあると判断した場合、当該お客様の本取引における全てのお取引を停止することができるものとします。 5 当社は、お客様に通知することなく、オンライントレード・システムの全部または一部の停止、中止および仕様変更を行う場合があります。	**（オンライントレード・システムの利用制限）** **第32 条** 当社は、オンライントレード・システムにおいて提供する情報等に関しては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。万一この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。 2. オンライントレード・システムに関する著作権、知的所有権及びその他一切の権利は 当社に帰属し、お客様が本規定に従ってオンライントレード・システムを利用されるほか、オンライントレード・システムの全部又は一部についてその目的の如何を問わず、複製、改造、リバース・エンジニアリング、ディコンパイル、ディスアセンブル又は変更することはできないものとします。 2. オンライントレード・システムは、第三者に販売、譲渡、質入、貸与又は頒布すること 並びにオンライントレード・システムから受ける情報を、営業に利用することはもちろん、第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできないものとします。 3. 当社は、お客様が前各項に違反している、又は違反する恐れがあると判断した場合、当該お客様の本取引における全てのお取引を停止することができるものとします。 4. 当社は、お客様に通知することなく、オンライントレード・システムの全部又は一部の停止、中止及び仕様変更を行う場合があります。
（オンライントレード・システムの利用料） **第33 条** オンライントレード・システムの利用料は、原則、無料とします。 2 オンライントレード・システムの利用料は、経済情勢等の変動に伴い改定できるものといたします。	**（オンライントレード・システムの利用料）** **第33 条** オンライントレード・システムの利用料は、原則、無料とします。 2. オンライントレード・システムの利用料は、経済情勢等の変動に伴い改定できるものといたします。
（準拠法および合意管轄） **第34 条** 本約款に関する準拠法は日本国法とします。 2 本約款から生じまたは本約款に関連して生じるすべての訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	**（準拠法及び合意管轄）** **第34 条** 本約款に関する準拠法は日本国法とします。 2 本約款から生じまたは本約款に関連して生じるすべての訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
（2026 年 11 月 23 日）	（2026 年 6 月 1 日）